

# 昭島市子ども・子育て支援事業計画

## — すべての子どもが輝き、未来を創るまち 昭島 —

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

### 概要版



令和7（2025）年3月

昭 島 市

## 計画策定の趣旨・背景

少子化・人口減少はこれまでの予測を上回る速度で進行し、子どもを取り巻く環境が変化するなか、社会全体で子ども・子育てを支援する取組が重要になっていきます。このような状況の下、国では令和5年4月に『こども基本法』が施行され、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」令和6年6月改正）に基づく三つの子どもに関する法律を一つに束ね「こども大綱」とし、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めることになりました。同時に、都道府県や市区町村においても、子ども施策についての計画である「こども計画」を定めるよう努めると明記されています。

昭島市においては、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「次世代育成支援行動計画」を継承した「第1期昭島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後5年間の計画を経て令和2年3月に「第2期 昭島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。ここでは、質の高い幼児期の教育や乳幼児期の保育の総合的な提供、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図るとともに、保育の受け皿を確保することを目指してきました。内閣府男女共同参画局による令和4年の就業率は、男性が84.2%、女性が79.8%と年々上昇傾向となり、国でとりまとめた「新子育て安心プラン」の他、「放課後児童対策パッケージ」を活用し、児童の居場所の確保や環境整備、共働き・共育ての支援や取組の更なる推進が必要となります。

加えて、本市では令和5年3月に「昭島市子ども・若者未来対策推進計画」を策定し、相次ぐ児童虐待への対応や、経済的に困難な状況にある世帯の子どもへの支援等、総合的かつ多角的に施策を推進しております。今後も、こども大綱が掲げるよう、「こどもまんなか社会」～すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会への実現を目指し、子ども・子育て支援の量・質の改善・充実に向けて、国、東京都、本市、また家庭、学校、地域、事業者、その他あらゆる分野において、子ども・子育て支援の重要性についての理解を深め、各々が協力・連携してその役割を果たすことが必要です。

本市において、将来「こども計画」を策定することを念頭に置き、それぞれの取組を通じて、本市で家庭を築き、子どもを産み育てるという子育て世代の希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる地域社会の実現や将来にわたって身体的・精神的・社会的に良い状態にあり、生きがいや人生の意義等が持続的に幸福な状態であるという、ウェルビーイングを目指すことを目的として、次期『昭島市子ども・子育て支援事業計画』を策定し本市の子育て施策の推進に取り組んでまいります。

## 2

## 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法（以下「法」と言う。）第61条第1項に基づき、昭島市の子どもと子育て家庭を対象として市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築・強化し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、法をはじめ、子ども・子育て支援に関わる施策を踏まえ、さまざまな分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

### 子どもの対象範囲について

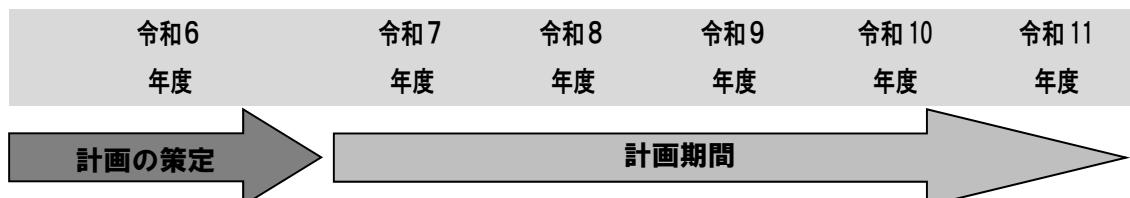
0歳	0歳	1歳	1歳～5歳	6歳	6歳～11歳	12歳	12歳～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		対象範囲外 ※一部「養育支援 事業」のみ対象	
<b>子ども・子育て支援法（中心対象年齢）</b>								

## 3

## 計画の期間

法第61条に基づき、法の施行の日から5年を1期として作成します。

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。



## 4

## 計画の基本理念

本計画の基本理念を

**すべての子どもが輝き、未来を創るまち 昭島**

とし、子ども・子育て支援事業等に取り組んでいきます。

### 「すべての」とは、

子どもの置かれている状況や子育てをめぐる環境はさまざまであることから、障害、疾病、虐待、貧困、外国につながりをもつ等、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族、また、ひとり親家庭や共働き家庭、保護者のいずれかが家庭で子育てをする世帯を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象にします。

### 「子どもが輝き」とは、

子ども自身が将来の夢や希望を持ち、子どもの生存と発達が保障され、子どもが輝くことで、家族や保護者も輝ける状態につながってほしい、という願いを示します。

### 「未来を創るまち」とは、

「次世代育成支援後期行動計画」の将来像を引き継いだものであり、「子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在になる」ことは、世代を超えて市民共通の願いであることを示します。

## 5

# 計画の基本方針と基本目標

子どもの育ちと子育てを取り巻く環境等を踏まえ、以下のような方針に立ち、基本目標を設けて、子ども・子育て支援の取組を推進し、「基本理念」（→前ページ「3」）の実現をめざします。

## 基本方針Ⅰ すべての子どもの健やかな育ちを支える

○子ども一人ひとりの人権が、国籍や出生、性別、障害などにより差別されることなく尊重され、それぞれの個性と能力が活かされるよう、子どもの権利を尊重し、最善の利益を考慮する視点に立った施策の展開を図ります。

…〔基本目標1〕

○市内の社会環境・社会資源を活かしながら、子どもが自己肯定感を持って成長し、社会的に自立することを支援・促進する環境の整備を、一層積極的に推進します。

…〔基本目標2〕

## 基本方針Ⅱ すべての子育て家庭を支える

○核家族化や就労形態の多様化が一層進行するなかで、共働き家庭だけでなくすべての子育て家庭を支え、保護者が安心して子育てを行える環境を地域社会全体で構築・強化していきます。

家庭環境、保護者の就労状況などによる多様なニーズや子どもの特性に応じた教育・保育の提供に向けて教育・保育環境を充実させ、必要とする人が必要な支援を受けられるよう、供給体制等を整備します。 …〔基本目標3〕

○保護者（親等）が子育ての大切さを認識し、子育てを通して自身も成長していくことをめざす意識の醸成を図ります。 …〔基本目標4〕

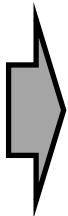
## 基本方針Ⅲ 地域全体で子ども・子育てを応援する

○すべての子どもの健やかな成長のために、専門性の高い関係機関の協力を得ながら、地域全体での助け合い・支え合いをより深めて、地域ぐるみで子ども自身と子育て家庭を応援する取組の一層の充実を図ります。

…〔基本目標5〕

## 基本理念

すべての子どもが輝き、未来を創るまち 昭島



基本方針	基本目標		施策の方向
I すべての子どもの健やかな育ちを支える	1	子ども一人ひとりへの丁寧な支援の推進	(1) すべての子どもが尊重される社会づくりの推進 (2) 支援が必要な児童への対応などきめ細やかな取組の推進
	2	子どもがいきいきと育つ教育環境づくり	(1) 教育・保育力や子育ての力の向上 (2) 次世代の親の育成
II すべての子育て家庭を支える	3	仕事と子育てを両立しやすい社会づくり	(1) 子育て家庭を支援するサービスの提供・放課後児童健全育成事業の充実 (2) 仕事と子育ての両立の推進 (3) 男女の働き方の見直しと男女の子育て参加の促進
	4	子どもと親の健康を育む環境づくり	(1) 子どもと親の健康の維持・増進
III 地域全体で子ども・子育てを応援する	5	地域ぐるみでの支援の充実	(1) 地域での子育て支援体制の整備 (2) 安全・安心な子育て環境の整備

## 教育・保育提供区域の設定

### (1) 「教育・保育提供区域」の考え方

保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育や子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定します。

### (2) 教育・保育提供区域の設定

「区域」の設定に関して、本市では、

- ・区域内の量の調整に柔軟に対応できること
  - ・利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること
- などのメリットから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の区域設定については、市全域を1区域として設定します。

## 教育・保育給付の需要量の見込みと確保計画

5年間の計画期間（令和7年度～令和11年度）における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

### ◇幼稚園・認定こども園（1号・新1号認定）

#### ■ 「量の見込み」に対する「確保計画」・「実施時期」(単位：人)

		令和6年度 (実績)			令和7年度			令和8年度		
		満3歳	3歳	4.5歳	満3歳	3歳	4.5歳	満3歳	3歳	4.5歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		4	273	458	4	258	432	4	243	408
②確保計画	認定こども園	3	24	48	3	24	48	3	24	48
	幼稚園	45	375	1,010	45	225	530	45	225	530
	幼稚園 (施設型給付)	0	0	0	0	50	100	0	50	100
②-①		44	126	600	44	41	246	44	56	270

		令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		満3歳	3歳	4.5歳	満3歳	3歳	4.5歳	満3歳	3歳	4.5歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		4	229	385	4	216	363	4	204	343
②確保計画	認定こども園	3	24	48	3	24	48	3	24	48
	幼稚園	45	225	530	45	225	530	45	225	530
	幼稚園 (施設型給付)	0	50	100	0	50	100	0	50	100
②-①		44	70	293	44	83	315	44	95	335

#### ■確保の方策

- 1号・新1号認定については、量の見込みが微減していく想定になっています。
- 幼稚園については、子ども・子育て支援新制度による「施設型給付幼稚園」があり、施設型給付の確認を受けた1園が令和7年度に新制度へ移行します。

## ◇保育所・認定こども園（2号・新2号認定）

### ■「量の見込み」に対する「確保計画」・「実施時期」

（単位：人）

		令和6年度 (実績)		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳	3歳	4.5歳
①量の見込み		572	1,166	583	1,237	573	1,210	563	1,145	558	1,136	553	1,122
②確保計画	保育所	481	980	490	996	490	996	490	996	490	996	490	996
	認定こども園	91	182	91	182	91	182	91	182	91	182	91	182
	認証保育所	5	7	5	7	5	7	5	7	5	7	5	7
	認可外保育施設(企業主導型保育事業所)	5	12	5	12	5	12	5	12	5	12	5	12
②-①		10	15	8	▲40	18	▲13	28	52	33	61	38	75

### <2号認定の確保計画>

（単位：人）

	名 称	予定時期	3歳	4歳	5歳
新 設	スター・チャイルド昭島ナーサリー	令和7年4月 (開園)	13	13	13

### ■確保の方策

- 2号認定については、市内の宅地開発に伴う転入増の影響を受け、令和7度以降及び8年度において、4・5歳児で待機児童が一時的に発生する見込みとなって います。
- 令和7年4月に認可保育所が新規で1園開設するとともに、その他既存の教育・保育施設を活用していきます。

## ◇保育所・認定こども園（3号・新3号認定）

### ■「量の見込み」に対する「確保計画」・「実施時期」

（単位：人）

		令和6年度 (実績)			令和7年度			令和8年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		213	570	589	251	634	638	246	620	627
②確保計画	保育所	230	364	429	223	379	443	223	379	443
	認定こども園	38	77	84	38	77	84	38	77	84
	地域型保育事業	8	19	32	8	19	32	8	19	32
	認証保育所	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	認可外保育施設 (企業主導型保育事業所)	12	13	13	12	13	13	12	13	13
	定期利用	1	2	2	1	1	1	1	1	1
②-①		82	▲89	▲23	37	▲139	▲59	42	▲125	▲48

		令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		240	608	613	241	606	612	238	603	607
②確保計画	保育所	223	379	443	223	379	443	223	379	443
	認定こども園	38	77	84	38	77	84	38	77	84
	地域型保育事業	8	19	32	8	19	32	8	19	32
	認証保育所	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	認可外保育施設 (企業主導型保育事業所)	12	13	13	12	13	13	12	13	13
	定期利用	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②-①		48	▲113	▲34	47	▲111	▲33	50	▲108	▲28

### <3号認定の確保計画>

（単位：人）

		予定時期	0歳	1歳	2歳
新設	スターチャイルド昭島ナーサリー	令和7年4月 (開園)	—	10	11

## ■確保の方策

○3号認定についても、市内の宅地開発による転入増の影響もあり、計画期間において確保量が不足する見込みとなっています。

○前述のとおり、認可保育所の新規開設や、既存の教育・保育施設を活用することで、待機児童対策を進めています。

## 9 地域子ども・子育て支援事業などの需要量の見込みと確保計画

### ① 利用者支援に関する事業

#### 【事業概要】

「利用者支援事業」のうち、「基本型・特定型」は、保育所や幼稚園等の教育・保育施設、地域型保育事業、一時預かり、子育てひろば、病児保育、学童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じて必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連携調整等を行う事業です。子どもや保護者が、教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、専任の職員等が身近な場所（行政窓口や「子育てひろば」等）で支援を行います。

また、令和5年度まで実施していた「母子保健型」は、令和6年度より母子保健と児童福祉が連携・協働した一体的な運用による妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援のための相談支援体制を構築する「こども家庭センター型」として実施します。令和7年度からは、妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談を行う事業として、新たに「妊婦等包括相談支援事業型」を設けます。

#### ■事業計画

##### 〔基本型・特定型〕

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画数	2か所 +出張相談	2か所 +出張相談	2か所 +出張相談	2か所 +出張相談	2か所 +出張相談	2か所 +出張相談
設置場所	市窓口・アキ シマエンシス 及び子育てひ ろば等	市窓口・アキ シマエンシス 及び子育てひ ろば等	市窓口・アキ シマエンシス 及び子育てひ ろば等	市窓口・アキ シマエンシス 及び子育てひ ろば等	市窓口・アキ シマエンシス 及び子育てひ ろば等	市窓口・アキ シマエンシス 及び子育てひ ろば等

### [こども家庭センター型]

(単位：人)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
あきしま ゆりかご 面談	量の 見込み	776	819	804	785	787	779
	確保 計画	—	819	804	785	787	779

※確保計画数については、各年度の子どもの推計出生数としています。

### [妊婦等包括相談支援事業型]

(単位：人)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦8か月面談 (アンケート)	量の 見込み	470	491	482	469	472	467
	確保 計画	—	491	482	469	472	467

#### ■確保の方策

- 市役所子ども子育て支援課窓口に「利用者支援専門員」を配置し、実施しています。また、子育てひろば（7か所）や乳児健康診査で出張相談を実施します。
- あきしまゆりかご面談については、妊娠期の転入者を含めて妊娠届出を行った対象者全員の面談実現をめざします。
- 妊娠8か月面談では、アンケート回答の有無に関わらず、支援を必要とする対象者には妊娠初期から継続支援を行います。

## ② 時間外保育（延長保育）事業

### 【事業概要】

「時間外保育事業（保育所）は、」保護者の就労形態等に対応し、保育短時間（8時間）・保育標準時間（11時間）の通常の保育時間を超えて保育する事業です。

#### ■事業計画

(単位：人)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実施か所数)	1,729 (33か所)	1,860 (34か所)	1,860 (34か所)	1,860 (34か所)	1,860 (34か所)	1,860 (34か所)	1,860 (34か所)
確保計画 (実施か所数)	—	3,062 (34か所)	3,062 (34か所)	3,062 (34か所)	3,062 (34か所)	3,062 (34か所)	3,062 (34か所)

## ■確保の方策

- 市内全園において保育短時間・保育標準時間事業を継続し、時間外保育事業（延長保育事業）によって多様な働き方への支援も行っていきます。
- 令和7年度4月に開設を予定している認可保育所についても、午後7時までの時間外（延長）保育を予定しています。

## ③ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

### 【事業概要】

「学童クラブ」は、保護者の就労等により放課後家庭において適切な監護（保育）を受けられない小学校就学児を対象に、安心・安全な生活の場と遊び・学習などの活動の場を提供するとともに健全育成を図る事業です。市内24か所で実施しています。

### ■事業計画

（単位：人）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生～3年生の量の見込み (実施か所数)	1,232 (22か所)	1,269 (24か所)	1,269 (24か所)	1,269 (24か所)	1,269 (24か所)	1,269 (24か所)
確保計画	—	1,269 (24か所)	1,269 (24か所)	1,269 (24か所)	1,269 (24か所)	1,269 (24か所)

### ■確保の方策

- 本市では、当面、1年生～3年生までを対象として実施します。
- 開所時間の延長（午後6時00分～午後7時）を継続します。
- 国の『放課後児童対策パッケージ』に基づき、学童クラブと「放課後子ども教室」の一体的な、または連携による体制の整備に努めています。
- 引き続き、学童クラブへの障害のある児童の受け入れに努めます。

## ④ 放課後子ども教室推進事業

### 【事業概要】

「放課後子ども教室推進事業」は、放課後等に子どもの安全・安心な居場所を設け、さまざまな体験活動や異年齢の子どもとの交流、地域の指導者との交流活動等を通して心豊かな子どもの育成を図る事業です。市内 13 か所で実施しています。

### ■事業計画

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保計画 (実施か所数)	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所
学校数（参考）	13	13	13	13	13	13

### ■目標事業量

区分	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
校内交流型	21 か所	21 か所	21 か所	21 か所	21 か所	21 か所
連携型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
実施割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

### ■確保の方策

- 現在、小学校での学童クラブや放課後子ども教室で利用できる教室の確保が困難な状況にあるため、小学校の施設利用について教育委員会と連携するとともに、引き続き小学校等の理解・協力を得ながら進めます。
- 引き続き、年 1 回以上の校内交流型及び連携型を実施していきます。

## ⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

### 【事業概要】

「子育て短期支援事業」は、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等のために家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に児童福祉施設内等で一時的に預かり、児童とその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

休日・宿泊を含めた「ショートステイ事業」と夜間に預かりを行う「トワイライトステイ事業」があります。

### ■事業計画

#### [ショートステイ]

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	111	110	110	110	110	110
確保計画	—	110	110	110	110	110

#### [トワイライトステイ]

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	38	144	144	144	144	144
確保計画	—	144	144	144	144	144

### ■確保の方策

○量の見込みは横ばいで設定しており、引き続き、ショートステイについては「あいぽっく」内、トワイライトステイについては児童養護施設内の各1か所ずつで実施します。

○近年は就労形態や生活様式の変化に伴い、夜間保育を必要とする世帯は多くなく、限られた世帯の利用に留まっていることから、第2期の実績を鑑み、今期の確保計画の見直しを行っています。

## ⑥ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

### 【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

### ■事業計画

(単位：人)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象者数 (出生数見込み)		859	819	804	785	787	779
確保 計画	こんにちは 赤ちゃん事 業	—	819	804	782	787	779
	訪問率		100%	100%	100%	100%	100%

※確保計画数については、各年度の子どもの推計出生数としています。

### ■確保の方策

○乳児全員を対象に、原則として保健師または助産師による全戸訪問事業として実施します。

## ⑦ 養育支援訪問事業・要保護児童に対する支援に資する事業

### 【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を対象に保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言、家庭への育児に関する援助等を行うことで適切な養育を確保する事業です。また、より適切な保護や支援につなげる事業として、「要保護児童対策地域協議会」において関係機関が情報の交換や協議等を行います。

### ■事業計画

- ◎養育支援については、児童虐待等対応ケース数が増えないことが健全な状態と考えられることから、「量の見込み」は設定しないこととします。

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確 保 計 画	養育支援訪問延べ件数	201件	120件	120件	120件	120件	120件
	支援者数	21人	15人	15人	15人	15人	15人
	育児支援ヘルパー派遣件数	67件	20件	20件	20件	20件	20件
	要保護児童対策地域協議会（総会開催数）	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	要保護児童対策地域協議会（代表者会議開催数）	0回	0回	1回	0回	1回	0回
	要保護児童対策地域協議会（実務者会議開催数）	4回	4回	4回	4回	4回	4回
	要保護児童対策地域協議会（個別ケース検討会議開催数）	135回	150回	150回	150回	150回	150回

※確保計画数については、令和5年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて設定しています。

### ■確保の方策

- 「要保護児童対策地域協議会」のうち、総会、代表者会議及び実務者会議は各年度1～4回程度を定期開催とし、個別ケース検討会議は必要に応じて開催します。
- 養育支援訪問延べ件数と個別ケース検討会議の開催数については、関係機関との連携を密にすることによって支援を必要とする家庭へのより丁寧な対応を検討するため、第2期と同様の計画を見込んでいます。

## ⑧ 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

### 【事業概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、0～3歳までの子どもと保護者が気軽に集い、相互交流・情報提供・子育ての不安や悩みの相談ができる場所を提供する事業です。

- ・子育てひろば（一般型）……7か所

親子交流、情報提供、子育て相談を行っています。

- ・子育てひろば（都単独型）…29か所

保育所、幼稚園で子育て相談を行っています。

### ■事業計画（単位：人）

#### 〔一般型〕

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用 者数[人])	延べ利用者 数(人)	34,699	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
	延べ相談件 数(件)	3,774	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
確保計画 (か所数)	延べ利用者 数(人)	—	27,000 (7か所)	27,000 (7か所)	27,000 (7か所)	27,000 (7か所)	27,000 (7か所)
	延べ相談件 数(件)	—	4,000 (7か所)	4,000 (7か所)	4,000 (7か所)	4,000 (7か所)	4,000 (7か所)

#### 〔都単独型〕

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用 者数[人])	延べ利用者 数(人)	5,009	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	延べ相談件 数(件)	1,032	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保計画 (か所数)	延べ利用者 数(人)	—	5,000 (29か所)	5,000 (29か所)	5,000 (29か所)	5,000 (29か所)	5,000 (29か所)
	延べ相談件 数(件)	—	2,000 (29か所)	2,000 (29か所)	2,000 (29か所)	2,000 (29か所)	2,000 (29か所)

※「量の見込み」については、令和5年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて見込んでいます。

### ■確保の方策

- 身近な場所での「子育てひろば」のニーズは高く、引き継ぎ行います。

## ⑨ 一時預かり事業

### 【事業概要】

「一時預かり事業」は、次の2つのタイプで実施されています。

- ①幼稚園、認定こども園の在園児を対象とした、保育時間を延長しての一時預かり事業（預かり保育、延長保育）。
- ②保護者の疾病、出産、親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときに、一時的に保育所などで児童を預かる事業。
  - ・専用スペースによる一時預かり事業
  - ・都単独型一時預かり事業…各保育所における基準面積・職員配置を確保したうえでの一時預かり事業

### ■事業計画

(単位：人)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		24,273	24,800	24,800	24,800	24,800	24,800
確保 計画	幼稚園	-	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
	都単独型 (保育所等)		1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	専用スペース型		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

### ■確保の方策

- 保護者の就業率の増加もあり、幼稚園の一時預かりは増加しています。
- 保育所等や専用スペース型の一時預かりのニーズは高く、引き続き必要数の確保に努めます。

## ⑩ 休日保育事業

### 【事業概要】

保育所等を利用している子どもを、保護者の勤務形態や疾病等の都合により日曜、祝日に家庭で保育できない場合に預ける事業です。

### ■事業計画

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	436	550	550	550	550	550
確保計画 (実施か所数)	—	550 (2か所)	550 (2か所)	550 (2か所)	550 (2か所)	550 (2か所)

### ■確保の方策

○不測の状況が発生した場合を考慮し、今後ニーズがある場合への対応について検討を重ねていきます。

## ⑪ 病児・病後児保育事業

### 【事業概要】

保育所等を利用している子どもで、病気中または病気回復期にあり集団保育が困難な期間に病院・保育所に併設された専用室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

### ■事業計画

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	354	450	450	450	450	450
確保計画 (実施か所数)	—	450 (2か所)	450 (2か所)	450 (2か所)	450 (2か所)	450 (2か所)

※「量の見込み」については、令和5年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて見込んでいます。

### ■確保の方策

○令和6年4月から病児保育は、ばれっと内に移転しました。  
○病児・病後児保育は、ばれっと内と保育所内の2か所で実施していきます。

## ⑫ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### 【事業概要】

子どもの育ちを応援することを目的として、6か月～満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労の有無に関わらず、幼稚園や保育所等を時間単位で利用する事業です。令和8年度からの実施を見込んでいます。

### ■事業計画

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	—	13,106	12,535	17,736	17,386
確保計画 (時間/月)	—	3,720	3,720	7,880	7,720

### ■確保の方策

- 令和6年9月に0～3歳の子どもを持つ保護者を対象に利用希望調査を行い、調査結果を基に量の見込みを算出しています。
- 令和8年度、9年度は1人あたりの上限を0歳児は月8時間、1、2歳児は月3時間とし、令和10年度以降は各年齢ともに1人あたり月10時間を計画しています。

## ⑬ ファミリー・サポート・センター事業

### 【事業概要】

育児の援助をしたい方（「協力会員」と育児の援助をしてほしい方（「利用会員」）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。

### ■事業計画

(単位：人)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用者数)	3,952	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
確 保 計 画	障害児送迎・一時預かり	—	300	300	300	300
	保育所送迎・一時預かり		1,000	1,000	1,000	1,000
	学童送迎・一時預かり		1,000	1,000	1,000	1,000
	通院等による一時預かり		1,500	1,500	1,500	1,500
	合 計		3,800	3,800	3,800	3,800

※「量の見込み」については、令和5年度のみではなく過去の利用実績の平均に基づいて見込んでいます。

## ■確保の方策

- 「昭島市社会福祉協議会」で会員相互の連絡調整を行い、全体件数は引き続き同数の確保を予定しています。

## ⑯ 妊婦健康診査事業

### 【事業概要】

妊娠の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するため、適切な健診を行う事業です。医療機関に委託して健診を実施し、1人14回までの公費助成を行っています。

### ■事業計画

(単位：人)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (妊娠届数)	772	819	804	785	787	779	
確保 計画	利用人数	—	819	804	785	787	779
	利用率		100%	100%	100%	100%	100%

※確保計画数については、各年度の子どもの推計出生数としています。

### ■確保の方策

- 全妊娠婦に関して、健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等にかかる費用の一部を引き続き助成します。

## ⑯ 産後ケア事業

### 【事業概要】

生後4か月（最長1年）までの母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行う事業です。「産後ケア事業」は、訪問型、デイケア型、宿泊型の3つのタイプで実施されています。

### ■事業計画

（単位：人）

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用 者数)	訪問型	540	793	776	755	761	754
	デイケア型	285	558	548	533	537	531
	宿泊型	141	289	284	276	278	275
確保計画 (か所数)	訪問型	-	793	776	755	761	754
	デイケア型		558 (4か所)	548 (4か所)	533 (4か所)	537 (4か所)	531 (4か所)
	宿泊型		289 (5か所)	284 (5か所)	276 (5か所)	278 (5か所)	275 (5か所)

（宿泊型は1回1泊2日）

### ■確保の方策

- 訪問型、デイケア型、宿泊型それぞれ利用者数は増加傾向にあり、今後多くのニーズが発生することが考えられます。
- 令和7年度からデイケア型及び宿泊型の実施施設がそれぞれ1施設ずつ増加する予定です。

## ⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業概要】

世帯の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設の通園に必要となる下記「実費徴収に係る費用」の全部または一部を助成する事業です。

- ・園服、通園カバン、文具費など
- ・遠足等行事費
- ・給食費

対象者…市民税非課税世帯で、施設型給付（「認定こども園」、「保育所」、「幼稚園」）、地域型保育給付（小規模保育所等）に通園する人

令和元年度より幼児教育・保育無償化の実施に伴い、新たに副食費にかかる費用が助成対象となります。

## ■事業計画

(単位：件)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	105	135	135	135	135	135
確保計画	—	135	135	135	135	135

## ⑯ ぱれっと

### 【事業概要】

子どもが遊びや文化活動を通して、自由に楽しく集う施設としての役割を担います。

### 【本市の現状】

平成15年度より、「ぱれっと」を設置しています。

### ■確保の方策

- 『昭島市公共施設等総合管理計画』に基づき、児童センターの適切な維持・管理等に努めています。

### (1) 計画推進の考え方

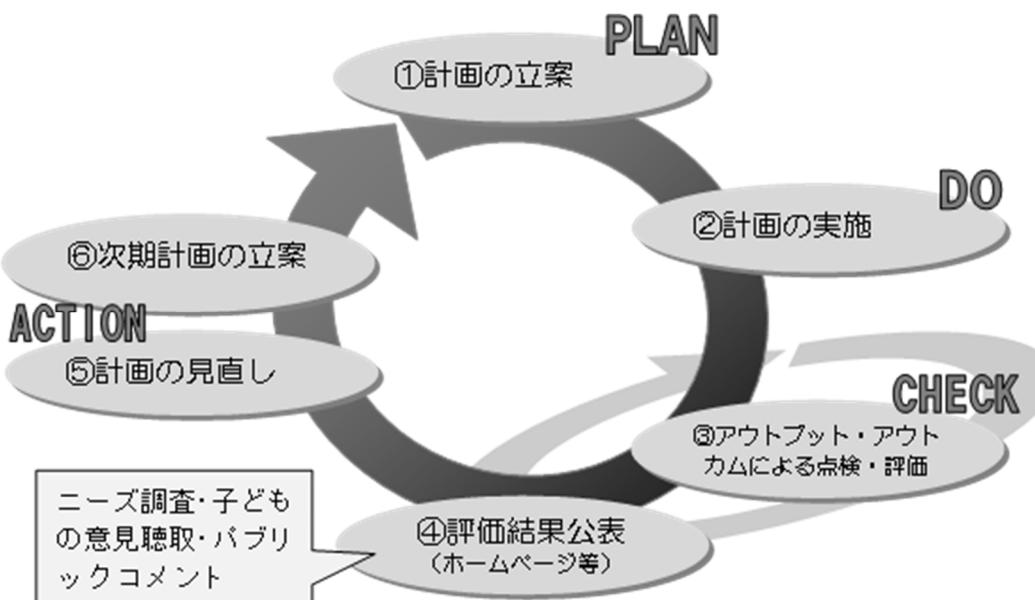
本計画や、市の子ども・子育て支援事業のめざす方向性として、次の3つの基本方針に基づき取組を推進していきます。

- ①昭島市は、家庭・地域と協力・連携し、「子どもが安心して育まれ、子育てやすい環境づくり」を進めます。
- ②昭島市は、子どもの幸せと健康を基本に、「社会の一員として共に歩む自覚を持ち、自分の夢や希望に向かって生きる子どもの育成」をめざします。
- ③昭島市は、地域ぐるみで「子育て支援・子どもの健やかな育ちの実現」に取り組みます。

### (2) 計画の進行管理と点検・評価

本計画は、「昭島市子ども・子育て会議」等を活用し、毎年度点検・評価・公表します。

個別事業の進捗状況（アウトプット）と計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、その結果を公表して、施策の改善等につなげていきます。



◆計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、「子ども・子育て会議」で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

◆ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への啓発を推進します。また、あらゆる機会で利用者の意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

## 昭島市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和7年3月

発 行 昭島市

編 集 昭島市子ども家庭部

〒196-8511 東京都昭島市田中町 1-17-1

TEL 042-544-5111

FAX 042-546-8855